

たかつき土産認定制度 実施要領

1 目的

高槻の土産（「たかつき土産」という）となる産品、製品または商品を認定し、販売促進及び情報発信に取り組むことで、高槻市のイメージの向上を図るとともに、市民及び市外からの来訪者による消費喚起を促し、地域経済の活性化と市内産業の発展を図ることを目的とする。

2 概要

「たかつき土産」として産品、製品または商品の認定を希望する生産者、製造者または商品企画者（以下、「事業者」という）が高槻商工会議所に対して認定申請を行い、高槻商工会議所は次項に定める基準に則った審査のうえ、認定または非認定の決定を行う。

認定された「たかつき土産」について、高槻商工会議所は高槻市、（公社）高槻市観光協会その他関係する団体等との連携のもと、情報発信・販売促進等を行う。

また、新たな「たかつき土産」の開発促進のため、事業者等に対し技術的助言及び開発支援を行う。

3 認定基準

次の（１）～（９）全てに該当するものを、「たかつき土産」として認定するものとする。

- （１）本制度の目的に適合していること。
- （２）次の各号のいずれかに該当していること。
 - イ 高槻の農林水産業、文化、歴史、民俗、風土等に深く関係する物
 - ロ 名称やデザイン等に「高槻らしさ」が含まれている物
 - ハ 市内の業界団体等で協力して販売している物、または販売しようとしている物、
 - ニ 地域の特長を活かした物
- （３）生産者、製造者または商品企画者から認定申請が行われていること。
- （４）申請主体は個人・法人を問わないが、高槻市内に事業所を有していること。但し、高槻商工会議所の会員である場合はこの限りではない。

また、連名による共同申請の場合は主たる申請者が当該要件に該当していること。
- （５）高槻市内で販売している、または販売する予定であること。
- （６）土産品として適当な期間保存することが可能なこと。
- （７）継続的な生産・供給及び品質維持が見込めること。
- （８）食品衛生法、景品表示法、その他関係法令に定める基準に適合していること。
- （９）高槻の土産品としてのふさわしさを備えていると認められること。

4 申請

申請に係る提出物及び審査料については次のとおりとする。

(1) 提出物

「たかつき土産」の認定に係る申請を行う事業者（以下、「申請者」という）は、高槻商工会議所に対し、次のものを提出する。

- ①「たかつき土産」認定申請書（様式1）
- ②「たかつき土産」認定申請に係るチェックリスト（様式2）
- ③申請者の概要が分かる書類（会社概要、身分証明書等）
- ④認定を受けようとする品のサンプル 2点
- ⑤その他、補足資料（画像、カタログ等）

(2) 審査料

申請者は、認定申請に際し、審査料として次の金額を高槻商工会議所に支払う。

高槻商工会議所会員または（公社）高槻市観光協会会員 1品あたり1,000円
上記以外 1品あたり3,000円

なお、消費税及び地方消費税は別途支払うものとし、認定申請後、非認定とされた場合も当該申請料は返還しないものとする。

(3) その他

1申請者につき、1度の募集に対して申請できる品は3品までとする。

なお、同銘柄の商品やシリーズ化されている商品等についても、それぞれ1品とし、都度審査を要する。

5 審査及び認定

(1) 審査体制

認定申請された産品、製品または商品が、3項に定める認定基準に適合していることを審査するため、たかつき土産認定審査会を設置する。

審査員その他、審査会に関する事項は別途設置要綱にて定める。

(2) 審査及び認定

- ・各審査員は、提出された資料をもって、申請された品について3（1）～（9）の審査基準に基づき、総合的な観点から審査し、認定または非認定の決定を行う。
- ・認定は原則年1回とする。
- ・高槻商工会議所は、認定された品の申請者（以下、「土産事業者」という）に対し、認定通知書（様式3）を交付する。
- ・非認定とされた品の申請者に対しては、非認定通知書（様式4）を交付する。

6 認定後の取扱い

(1) 情報発信

- ・高槻商工会議所は「たかつき土産」の認定を明示するためのロゴデータ及びラベルを作成し、一定数を土産事業者に交付する。
- ・土産事業者は、認定を受けた品について、当該ラベルにて認定を明示できる。
- ・高槻商工会議所は「たかつき土産」についての情報を掲載したパンフレットを作成し、広く配布する。
- ・高槻商工会議所、(公社)高槻市観光協会および高槻市は、ホームページ等にて「たかつき土産」に関する情報発信を行う。

(2) 販売促進

- ・高槻商工会議所、(公社)高槻市観光協会および高槻市は、「たかつき土産」を販売する店舗等の確保に努めるほか、高槻商工会議所は会員等に対し、販売を推奨する。
- ・インターネット通販等、より効果の見込める手段については随時検討する。

(3) 認定後の変更等

「たかつき土産」として認定を受けた後、当該産品、製品または商品について、その製造方法、名称その他認定基準に係る内容を変更する際は、速やかに変更届(様式5)にてその旨を高槻商工会議所に届出をする。

高槻商工会議所は、変更内容について確認し、認定基準に適合しないと認められるときは、その認定を取り消す。

また、「たかつき土産」から派生した産品、製品、商品については、類似のものであっても再度申請を行い、審査を経て認定を受けたものに限り「たかつき土産」とする。

7 認定期間

認定期間は、認定を受けた年度の3月31日までとし、土産事業者がその1ヶ月前までに廃止届(様式6)による認定の返上・廃止の意思表示をしない場合は、毎年引き続き翌年3月31日まで更新するものとする。

本事業終了後も、ラベル等により認定を明示し続けることは可能とする。

8 警告及び取消

土産事業者は、本実施要領に基づき「たかつき土産」に認定された品について、本実施要領に則った運用を行う。

高槻商工会議所は、本実施要領の規定に反する行為、または著しく不当である行為が認められたとき、土産事業者に対して是正するよう指導および警告を行う。

上記指導及び警告にも関わらず、事態が改善されない場合、高槻商工会議所は、当該認定を取り消すことができる（様式7）。

9 その他

制度の変更、廃止等については、たかつき土産認定審査会で決定する。

附 則 この要領は、平成29年6月下旬から施行する。